

和光市市民協働推進センター登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和光市民が行う市民活動や市内で行われる市民活動において和光市市民協働推進センター（以下「センター」という。）を利用するためのセンター登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動団体 自治会・育てる会など一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体。
- (2) 市民活動団体 NPO法人、任意の市民活動団体、ボランティア団体など、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体。

(登録団体)

第3条 センターを利用しようとするもので、下記条件を全て満たす団体は登録することができる。

- (1) 原則として18歳以上の構成員が5人以上いる団体で、市内で活動を行っていること。
- (2) 地域活動団体・市民活動団体・公益法人等（財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人等）で政治的、宗教的、営利的な活動をしていないこと。
- (3) 団体自身の自発的意思により、事業及び財政運営が行われること。
- (4) 組織運営、活動内容、会費等について定めた会則及び会員名簿があること。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする団体は、下記の書類を市民活動推進課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 和光市市民協働推進センター団体登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 会則又は規約
- (3) 構成員名簿
- (4) 財政状況が分かるもの（決算報告書・予算計画書等）

(登録の承認)

第5条 課長は、第4条による申請があったときは、申請内容を審査し、登録を適当と認める場合は登録を承認し、その旨を団体に通知する。

2 課長は、前項により利用団体として登録した団体（以下「登録団体」という。）の登録簿を調製し、保管するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録団体は、登録事項に変更があった場合は速やかに和光市市民協働推進センター団体登録事項変更届出書（別記第2号様式）及び変更があった書類を課長に提出しなければならない。

(登録の更新)

第7条 登録団体は、登録の有効期間満了の後も引き続き登録を受けようとするときは、当該期間の満了する前までに、下記の書類を課長に提出し、更新手続を行わなければならない。

- (1) 和光市市民協働推進センター団体登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 会則又は規約（変更がない場合は提出しなくてもよい。）
- (3) 構成員名簿

2 課長は、前項の申請があったときは、第5条の規定を準用する。

(登録の取り消し)

第8条 課長は、登録団体において第3条の各要件を満たさなくなった場合は、当該登録を取り消すものとする。

(登録期間)

第9条 登録期間は、第5条の承認を受けた日から2年以内とし、課長が定めた日までとする。

(遵守事項)

第10条 課長は、センター利用の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、適宜指示することができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年12月18日から施行する。